「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

<table>
<tr><td>許認可等の名称</td><td colspan="2">堺市立霊堂使用許可証の再交付及び記載事項の変更</td></tr>
<tr><td>根拠条例等・条項</td><td colspan="2">堺市立霊堂条例（以下「条例」）第20条及び第21条</td></tr>
<tr><td>所　　管　　課</td><td colspan="2">建設局　公園緑地部　泉ヶ丘公園事務所（霊園・霊堂）</td></tr>
<tr><td>審　査　基　準</td><td colspan="2">１．使用許可証又は紛失届を添付しているか。

２．再交付を受けようとする者は、納骨壇使用許可証（書換え・再交付）申請書に住民票の写し（マイナンバーの記載のないもの）又は使用者本人であることを証明する書類を添えて申請しているか。
（同条例施行規則第18条）

３．記載事項の変更をする者は、納骨壇使用許可証（書換え・再交付）申請書に住民票の写し（マイナンバーの記載のないもの）又は記載事項の変更の事実を証明する書類（戸籍関係等）を添えて申請しているか。
（同条例施行規則第18条）

４．納骨壇使用許可証の再交付にあたる場合は上記書類に手数料200円を添えて申請しているか。
（条例第21条）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">標準処理期間</td><td>標準処理期間</td><td>3週間</td></tr>
<tr><td>標準処理期間を設定できない理由</td><td></td></tr>
</table>